

議 第 1 1 号 議 案

防衛装備移転三原則の5類型制限撤廃の撤回を求める意見書の提出について

防衛装備移転三原則の5類型制限撤廃の撤回を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和8年6月19日提出

富士見市議会議長 勝 山 祥 様

提出者 富士見市議会議員 根 岸 操

賛成者 同 川 畑 勝 弘

提 案 理 由

防衛装備移転三原則の5類型制限撤廃の撤回を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

防衛装備移転三原則の5類型制限撤廃の撤回を求める意見書

政府は、武器輸出に関するルールである「防衛装備移転三原則」と運用指針を改定し、輸出を「救難・輸送・警戒・監視・掃海」という非戦闘分野の5類型に限定してきた枠組みを撤廃し、ミサイルや戦闘機、護衛艦、潜水艦などの殺傷能力のある武器の輸出も原則可能とした。平和国家としての在り方に関わる歴史的な政策の大転換であるにもかかわらず、国会での議論を経ずに閣議決定をした政府の姿勢は国民不在と言わざるを得ない。

近年、日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している中、完成品の輸出は、地域の抑止バランスや緊張に直結するにもかかわらず、武力紛争当事国への輸出を可能とする例外規定の基準や例示が極めて曖昧である。

また、国会の関与が輸出決定後の事後通知にとどまることなど、輸出に関する歯止めが不十分となっている点も問題である。

そもそも、武器の輸出は、憲法第9条の「平和主義」や「武力行使の放棄」の精神に反し、日本が国際的な武力紛争を助長しかねないと同時に、輸出された殺傷能力のある兵器が実際の紛争で使用され、多くの人道被害をもたらす。

また、日本が敵対勢力から攻撃対象とみなされるリスクを高め、国民の安全にも影響を及ぼし到底容認できない。住民の生命と財産を守る立場にある自治体としても、こうした危機を増す政策には慎重な対応が求められる。

さらに、武器の輸出確認は、長年培ってきた「平和国家としての我が国の対場」を変容させるものであって、外交的及び国際的な信用の失墜につながる。

よって、富士見市議会は、政府に対し、防衛装備移転三原則の5類型制限撤廃の撤回を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣

様

外 務 大 臣

様

防 衛 大 臣

様

経済産業大臣

様